

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【環境再生保全機構】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22. 12. 7 閣議決定）関係

（様式 1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式 2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの（24 年のフォローアップまでに措置が終了したものを除く）。

○独立行政法人整理合理化計画（H19. 12. 24 閣議決定）関係

（様式 3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成 21 年 12 月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※様式 2 の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式 3 の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10月2日現在の所管省庁の提出資料による。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	環境省
法人名	環境再生保全機構

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p> <p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>●利益剰余金等については、財政投融资資金等への償還財源等業務上必要不可欠なものに限定されている。</p> <p>○戸塚宿舎については、平成25年6月26日付で国庫納付に係る認可申請を環境大臣宛に行ったところである。(平成25年7月31日認可済み)</p> <p>○戸塚宿舎については、平成25年6月26日付で国庫納付に係る認可申請を環境大臣宛に行ったところである。(平成25年7月31日認可済み)</p> <p>●特許の保有件数は、旧公害健康被害補償予防協会が実施していた調査研究において権利が発生した5件、及び旧公害健康被害補償予防協会から引き続き環境再生保全機構が実施した調査研究において権利が発生した1件の計6件であるが、いずれの特許も各研究課題が終了した際、受託者が出願費用を負担して特許を出願したため権利が発生したものである(権利維持費用も全て受託者が負担している)。</p> <p>現在のところ、その特許が収益化する見込みはないが、将来における収益化の可能性については随時確認しているところである。</p> <p>なお、旧公害健康被害補償予防協会が実施していた調査研究において権利が発生した5件の特許権は平成28年度中までに、旧公害健康被害補償予防協会から引き続き環境再生保全機構が実施した調査研究において権利が発生した1件の特許権は、平成37年度中に期間満了となる。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p> <p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p> <p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p> <p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p> <p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○平成25年3月に、予定より1年前倒しで会議室の縮減や部署の移転を行い、賃貸区画を1区画返還した結果、事務所面積を13.6%縮減した。</p> <p>該当なし</p> <p>該当なし</p> <p>該当なし</p> <p>○本部事務所については、平成25年3月に、予定より1年前倒しで会議室の縮減や部署の移転を行い、賃貸区画を1区画返還した結果、事務所面積を13.6%縮減した。</p> <p>○大阪支部については、予定より半年前倒し平成25年6月末に廃止した。</p> <p>○戸塚宿舎については、平成25年6月26日付で戸塚宿舎の国庫納付に係る認可申請を環境大臣宛に行ったところである。(平成25年7月31日認可済み)</p>

1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 契約については、契約監視委員会の点検を踏まえて策定した「随意契約見直し計画」(平成22年4月策定)に基づき、真にやむを得ないものを除き、競争(企画競争、公募を含む。)に付している。</p> <p>また、新規の競争性のない随意契約については、原則として事前に契約監視委員会の意見を聴取することとしている。</p> <p>一者応札・応募についても、契約監視委員会の点検を踏まえて策定した「一者応札(応募)改善方策」(平成24年3月)に基づき、適正な準備期間の確保や情報提供の拡充、仕様書等を受領した業者で応札しなかった業者に対して、応札しなかった理由の聴取を行う等の事後点検を行い、入札条件の改善を図るとともに、一者応札・応募となった案件については、契約監視委員会において点検及び確認を実施した。</p> <p>なお、平成25年度から契約手続審査委員会を設置し、事前審査機能を強化し、より適正な調達手続きの実施に努め、競争性・透明性の確保を図っている。</p> <p>・平成22～24年度の一者応札・応募の状況 22年度実績: 15件 23年度実績: 11件 24年度実績: 7件 (参考)平成24年度の契約の状況 金額ベース(単位:円)) 一般競争等 885,664,228円(96.2%)、競争性のない随意契約 34,976,400円(3.8%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 108件(95.6%)、競争性のない随意契約 5件(4.4%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>● 環境省及び法人(契約監視委員会)において、法人が締結した契約についての改善状況をフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、環境省及び法人のホームページで公表した。</p>
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 左記の情報について、事務連絡「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付内閣官房行政改革推進室長)に基づき、入札公告等(HPでの公表、入札説明書)への記載を行っている。</p> <p>なお、取組開始後からこれまでの間、該当する契約はない。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>● 関連法人はない。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの削減を図る。</p>	<p>● 主務省及び近隣の法人と情報交換をするなど、引き続き、共同調達について検討する。</p>

<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>●基本方針の別表に掲げられた公害健康被害補償業務における徴収業務の事務委託については、既に官民競争入札を導入し、経費を削減しつつ、サービスの質の向上等を図る。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>●23年4月にとりまとめられた、「公共サービス改革プログラム」を踏まえ、競争性、透明性の確保を高めるため、実質的な競争性を高める努力を行うとともに、随意契約による場合であっても、説明的責任を強化することにより、効率化や成果の向上等に取り組み、経費の削減等を図る。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p>	
<p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>—</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○給与水準の適正化に係る取組を以下のとおり実施した。</p> <p>(平成22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・55歳を超える管理職員の本俸を1.5%減額して支給 ・本俸基準表の水準を0.3%～0.5%引下げ(国は平均0.1%引下げ)、 ・賞与支給割合を0.2月引下げ ・組織改正で課の数を減らし管理職数を2削減、 ・人事評価制度を活用し、賞与、昇給に法人の業績評価や職員の勤務成績の反映する給与体系に見直し等の給与水準の適正化に係る取り組みを実施した。 <p>(平成23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き55歳を超える管理職員の本俸を1.5%減額して支給。 ・組織改正で課の数を減らし、管理職数を2削減した。 ・賞与、昇給に法人の業績評価や職員の勤務成績に反映するため、人事評価制度の見直しを行った。 <p>(平成24年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国家公務員の給与等の改定及び臨時特例措置に関する法律」に準じて、平成24年度から以下の措置を講じた。 ・俸給月額を引き下げ ・本俸に係る経過措置の実施を平成26年3月31日とするとともに額を引き下げ ・平成24年6月賞与における平成23年度給与の年額調整 ・平成24年4月から平成26年3月までの臨時特例 <ul style="list-style-type: none"> ・俸給月額の支給額の減額(在職級毎に▲4.77%、▲7.77%、▲9.77%の3区分) ・管理職手当の支給額の減額(▲10%) ・俸給月額及び管理職手当の支給額の減額に対応した特別都市手当の支給額の減額 ・賞与(期末手当、業績手当)の支給額の減額(▲9.77%) ・昨年に引き続き55歳を超える管理職員の本俸を1.5%減額して支給 <p>平成18年度の対国家公務員指数119.3 については、平成24年度までに対国家公務員指数を108.3とし、地域差、学歴構成を勘案した指数は107.6とした。</p>

<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 役員の報酬については、毎年6月末に個人情報保護に留意しつつ、個別の額を公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 監事による監査において、人件費の削減についてチェックするとともに、機構の組織体制、人員構成、ラスパイレズ指数の算定方法、業務管理・人事評価方法、昇格等について総務課からヒアリングを実施し、給与水準の適正化に関するこれまでの取組及び今後実施する措置について厳格なチェックを行っている。</p> <p>また、環境省独立行政法人評価委員会においても、給与水準の適正化に係る取組状況等を踏まえた評価を実施しているところである。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>● 一般管理費については、中期目標・中期計画において前中期目標期間の最終年度(平成20年度)比で15%の削減目標を設定している。</p> <p>具体的には毎年度の予算について3%削減することとし、中期計画最終年度までに目標を達成することとしており、H21～H24までの間は、毎年度3%以上の削減を実施している。</p> <p>○ 事業費については、中期目標・中期計画において前中期目標期間の最終年度(平成20年度)比で5%の削減目標を設定している。</p> <p>具体的には毎年度の予算について1%削減することとし、中期計画最終年度までに目標を達成することとしており、H21～H24までの間は、毎年度1%以上の削減を実施している(地球環境基金事業における、東日本大震災関連連助成金等を除く。)</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>● 平成22年度までに国家公務員に準じて、法定外福利厚生費、給与振込み経費、海外出張旅費など以下の見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法定外福利費については、食事券の交付、職員旅行補助及び福利厚生代行サービスのレクリエーション経費は平成21年度で廃止 ・ 海外出張費については支度金を廃止 ・ 給与振込経費の削減 ・ 職員の諸手当について、国家公務員に無い手当は支給していない ・ 健康保険料の負担割合について、平成23年4月より労使折半
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● 補償給付費納付金については、予算の編成段階で国(環境省)において患者数等の各種統計データにより推計し、単価等については他制度(健康保険法、賃金構造基本統計調査報告等)の給付水準の動向を考慮し、合理的に経費が積算されることとなっている。なお、補償業務における一人当たりの補償額は政令等で決まっている。</p> <p>また、一般管理費等を積算する際、業者見積もりを聴取したうえで単価や価格を適用するなどの見直しを行い、透明化・合理化に努めている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>● 内部監査をより一層的確に実施するため、監査専任職員を配置した。</p> <p>組織のコンプライアンスの確保については、従前から外部委員を含めたコンプライアンス推進委員会を設けるなど、積極的に取り組んできたところであるが、より一層の充実を図るため、平成23年3月に内部統制基本方針を策定し、理事長を委員長とするリスク管理委員会を新たに設け、平成24年度においては委員会を4回開催した。リスク管理委員会では、組織として優先的に対応すべきリスク項目を確認し、対応状況を確認するなど、リスク管理の一層の強化に努めた。</p>

5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	該当なし
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	●民間からの寄付金が見込める地球環境基金については、従来行ってきた取組(例えば、スマイルエコプログラムや本DE寄付など)に加え、広告媒体や広報先の拡大などの見直し、自己収入の拡大に努めた。その結果、寄付件数は増加した(対前年度比で15.95%増)ものの、大口寄付者の寄付方針の変更などのため寄付額は減少(対前年度比で75.33%)した。今後も新たな広報手法を取り入れるなど自己収入の一層の拡大に努める。(平成24年度の寄付額:10,522千円)
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	該当なし
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	●公害健康被害予防事業で実施する調査研究については、外部有識者から成る公害健康被害予防事業調査研究評価委員会において専門的立場から事業計画を評価し採択している。 ○地球環境基金事業における民間団体が行う環境保全活動の助成対象について、外部有識者から成る地球環境基金助成専門委員会において専門的立場から調査審議し採択している。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	●公害健康被害予防事業で実施した調査研究について、公害健康被害予防事業調査研究評価委員会において専門的立場から実施内容を評価し、次年度以降の事業計画へ反映させている。評価結果は各評価委員の指摘事項等を評価対象ごとに整理し、研究成果とともにホームページ上で公表している。 ●地球環境基金事業における助成事業については、地球環境基金評価専門委員会において民間団体が行う環境保全に係る助成対象活動に対して専門的立場から評価をし、次年度以降の募集要領及び審査方針へ反映させている。また、募集要領・審査方針及び評価結果は、ホームページ上で公表している。

No.	99	所管	環境省	法人名	環境再生保全機構
-----	----	----	-----	-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 公害健康被害補償業務	徴収業務等の効率的な実施	22年度から実施	汚染負荷量賦課金の徴収業務については、引き続き、納付義務者に対する効果的な指導等を行いつつ、効率的に実施する。	2a	<p>・委託商工会議所担当者に対し、納付義務者に対する適正な申告に向けた指導方法等を習得する研修会を開催した。</p> <p>・納付義務者に対し、平成24年度は全国153商工会議所105会場（平成23年度は全国152商工会議所104会場）において、公害健康被害補償制度、申告書等の記載方法やオンライン申告の手続き等について説明するとともに、特にオンライン申告の利便性を中心に、効果的な指導、説明を行った。</p> <p>・その結果、オンライン申告については、平成24年度は49.2%（平成23年度、44.3%）に増加するなど納付義務者等の事務処理の効率化を図ることができた。また、申告額に係る収納率については、99%以上を維持した。</p>	今後も引き続き納付義務者に対する効果的な指導等を行いつつ、効率的に徴収業務を実施する。
02 公害健康被害予防事業	事業の抜本的な見直し	22年度から実施	『そらプロジェクト』の実施結果等を踏まえ、公害健康被害予防事業全体について事業内容等の抜本的な見直しを行うとともに、以下の取組を実施する。	2a	<p>「そらプロジェクト」の調査結果については、平成23年5月27日に公表された「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査報告書」において、『幼児調査及び成人調査において、幹線道路における自動車排出ガスへの曝露とぜん息発症やCOPDとの関連について、EC及びNOx個人曝露量推計値を指標とした解析の結果、自動車排出ガスへの曝露との関連性があるという一貫した結論は見いだせなかった。ただし、学童調査においては、EC及びNOx個人曝露量推計値を指標とした、予め解析計画で定められた主要な解析や、副次的な解析の一部において、自動車排出ガスへの曝露とぜん息発症との間に関連性が認められることが指摘された。併せて、曝露推計などに起因する不確実性や関連性の程度を確定づけることの困難性についても指摘された。』とされているところ。</p> <p>公害健康被害予防事業は、昭和62年の公害健康被害の補償等に関する法律の改正において「大気汚染が総体として、慢性閉塞性肺疾患の自然史に対し、何らかの影響を及ぼしている可能性が否定できないという現状にあり、適切な対策を講じていく必要がある。」との中央公害審議会答申を踏まえて創設されたものであり、本趣旨に則れば、今回の「そらプロジェクト」の調査結果においても、大気汚染が何らかの影響を及ぼしている可能性が否定できない現状に変わりはなく、引き続き事業を継続していく必要がある。</p> <p>「そらプロジェクト」の調査結果や、地域の大気汚染によるぜん息患者のニーズの把握結果や事業実施効果の的確な把握・評価結果等を踏まえて、学童期を対象とした事業（児童や養護教諭などを対象としたぜん息等講演会・講習会の実施や幹線道路沿いの学校等に対する大気汚染浄化植樹の推進等）を重点化する見直しを行い、継続して事業を実施した。さらに、過去の大気汚染によりぜん息を発症した高齢者に対する事業についても、患者からニーズの高い事業（成人ぜん息・COPDに関する講演会の増設や高齢者へ呼吸リハビリテーションを行う理学療法士などへの研修事業等）を重点化する見直しを行い、継続して事業を実施した。</p> <p>また、事業関係者の意見を事業に反映し事業の見直しを継続するための仕組みとして、患者団体との連絡会及び地方公共団体との連絡会議を平成23年度に実施し事業に対する意見交換を行った。平成24年度は、患者団体を一堂に集めた連絡会を実施するとともに、地方公共団体との連絡会議を継続して実施し事業に対する意見交換を行った。なお、予防事業としての役割・効果が減少した事業、目的に沿った効果の評価が困難な事業については、22年度から実施を取りやめるなどの事業の見直しを行っている。</p> <p>●機構が直接実施する事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコカーフェア（21年度：28,795千円）、エコドライブコンテスト（21年度：29,855千円）、大気汚染防止推進月間関連事業（21年度：28,343千円）を廃止した。（22年度） ●地方公共団体が実施する事業への助成について <p>ア. 最新規制適合車代替促進事業（22年度：17,280千円）は廃止した。（平成22年8月4日に地方公共団体へ通知。23年度より完全廃止）</p> <p>イ. 廃止した最新規制適合車代替促進事業以外の事業については、予防事業としての必要性を精査したところ、役割の低下、実績・効果等の減少が見られなかったため引き続き実施することとしている。なお、各事業の必要性の精査は、引き続き行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業については、事業の実施効果を把握するために実施したアンケート調査結果により、事業参加前後の比較において、薬の使い方や環境整備に気を配るなど治療への取り組みの変化、学校等の欠席や行事不参加の減少及び症状の軽減等の事業実施効果が確認されている。 ・大気浄化植樹事業については、国立環境研究所の研究結果等により、樹木による大気浄化能力が確認されている。 ・医療機器等整備事業については、ぜん息等の診断・治療のために不可欠な検査機器を対象としており、ぜん息患者の健康回復に必要不可欠である。 <p>●地方公共団体への助成については、事業の種類及び規模ごとの定額助成の基準額を設定し23年度より実施している。（平成23年3月28日に改正交付要綱を地方公共団体へ通知。）</p> <p>●ぜん息患者のニーズに的確にこたえる事業内容への改善を図る目的で、平成22年度にぜん息患者及びその家族並びに患者の治療・管理、保健指導に関わる方々の事業に対する最新のニーズを把握するため、患者団体（公害地域再生センターなど5団体）、関連学会（日本アレルギー学会など3団体）の医学専門家及び地方公共団体の環境保健部局（名古屋など8ヶ所）へのヒアリングを実施した。平成23年度も患者団体へのヒアリングや連絡会を実施し、平成24年度は患者団体を一堂に集めた連絡会（9団体）を開催して意見交換を行い、患者等のニーズの吸い上げを行うとともに、把握されたニーズについては、ぜん息の患者教育等に従事する地域の保健師などを養成するための研修の実施やCOPDの基礎知識や発症予防対策などの内容を盛り込んだ一般成人向け啓発冊子の作成などの事業に反映させている。</p>	今後も引き続きぜん息患者等のニーズを把握し、事業に適切に反映させる。

03	地球環境基金事業	事業の効率的な運営	23年度から実施	NPO等が行う環境保全活動に対する支援に当たっては、環境政策上のニーズが高い課題や先進性・波及効果の高い活動に重点化し、効率的な業務運営を行う。また、積極的に募金獲得活動を行うことにより、自己収入を拡大する。	2a	平成25年度地球環境基金助成金の交付に当たっては、国の政策目標や社会情勢等を勘案し、地球温暖化防止、生物多様性保全の分野等に加え、東日本大震災・原発事故に関連した環境保全活動についても特に重点的に支援することとし、さらに、活動が広範な国民参加や先駆性・独創性を有していることを基本的な考え方とする審査方針を地球環境基金助成専門委員会で決定した。 また、募金獲得活動については、従来行ってきた取組に加え、広告媒体や広報先の拡大などの見直しを行い、新規の募金者獲得のための広報に努め、自己収入の拡大を図っている。	今後も、環境政策上のニーズが高い課題や先進性・波及性の高い活動に重点化するとともに、積極的な募金活動を進める。
04	PCB廃棄物処理助成業務	助成業務の適正な実施	22年度から実施	本業務については、環境省で今後策定するPCB廃棄物の処理方策を踏まえ、適正に実施する。	2a	環境省に設置された「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」の検討を踏まえ今後策定されるPCB廃棄物の処理方策に従い日本環境安全事業株からの助成金の申請に関する業務を適正に実施する。	今後策定されるPCB廃棄物の処理方策を踏まえて適正な業務を実施していく。
05	最終処分場維持管理積立金管理業務	積立金の適正な管理・運用	22年度から実施	本積立金については、積立者に運用状況等の情報提供を行いつつ、引き続き、適正な管理・運用を行う。	2a	本積立金について、安全性の確保を優先した運用を行うなど適正な管理に努めると共に、積立者に運用利息等の通知を行うなど情報提供を行っている。 【参考】平成22年度実績：平成23年4月に通知、平成23年度実績：平成24年3月末に通知、平成24年度実績：平成25年3月末に通知	今後も積立者に運用状況等の情報提供を行いつつ、引き続き適正な管理・運用を行う。
06	石綿健康被害救済業務	組織体制の見直し	25年度までに実施	石綿による健康被害の救済に関する法律附則第6条に規定されている政府の見直しについては、現在、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会で審議されており、その見直し内容に基づき、石綿健康被害救済部を中心に組織全体を見直す。	2a	組織体制の見直しに大きな影響を及ぼす可能性がある石綿健康被害救済制度の見直しについては、平成23年6月に開催された中央環境審議会において「石綿健康被害救済制度の在り方について（二次答申）」が取りまとめられ、環境大臣に対し答申がなされた。答申では、現行の石綿健康被害救済制度については、今後とも制度を取り巻く事情の変化を注視しつつも、当面は現行の基本的な考え方を維持していくこととするほかないとされているほか、運用の改善・強化や調査研究等の推進等の必要性が指摘されている。機構としても、石綿健康被害救済制度の今後の動向を踏まえ、組織体制の見直しを継続的に実施する。 なお、組織体制の見直しについては不断に行っているところであり、平成24年5月にも、救済制度と労災保険制度との併給調整に関する事務の効率化を図るため、異なる課で行われていた返還請求額の決定業務と返還請求の実施業務を一つの課で一元的に行うこととした組織の見直しを行った。	石綿健康被害救済制度の今後の動向を踏まえ、組織体制の見直しを継続的に実施する。
07	承継業務（旧環境事業団から承継した貸付事業等に係る債権の管理・回収）	債権回収額の増大	23年度から実施	返済の確実性が見込まれない債権については、本法人直轄による回収の計画的な実施、サービサーへの管理監督の強化等により、弁済での回収額の増大に努める。	2a	機構直轄で管理している債権については、随時現地調査を行うなど債権者の状況についての確に把握している。また、サービサーへの委託債権については、サービサーから回収状況を的確に把握するなど委託債権の状況に応じた打ち合わせを行い、回収方針に齟齬が生じないよう緊密な連携をとることによって、効率的な債権管理を実施し、弁済による回収額の増大に努めている。その結果、平成24年度末における正常債権以外の債権額は268億円（平成23年度末302億円）となり、平成25年度末までに300億円以下に圧縮するとして数値目標を達成した。	今後も引き続き回収の計画的実施、サービサーへの管理監督の強化等により、弁済での回収額の増大に努める。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
08	不要資産の国庫返納	戸塚宿舎	23年度以降実施	戸塚宿舎を国庫納付する。	2a	<ul style="list-style-type: none"> ・戸塚宿舎に入居していた職員は、平成23年3月末までに全員が退居した。 ・戸塚宿舎については、平成25年6月26日付で国庫納付に係る認可申請を環境大臣宛に行ったところである。(平成25年7月31日認可済み) 	平成25年度末までに戸塚宿舎の国庫納付が完了する予定である。
09	事務所等の見直し	本部事務所の会議室等の縮減	25年度までに実施	本部事務所については、業務状況等を勘案しつつ、会議室の縮減等により、全体の面積を大幅に縮減する。	1a	平成25年3月に、予定より1年前倒しで会議室の縮減や部署の移転を行い、賃貸区画を1区画返還した結果、事務所面積を13.6%縮減した。	実施済み。
10		大阪支部の廃止	25年度までに実施	大阪支部を廃止する。	1a	予定より半年前倒し平成25年6月末に廃止した。	実施済み。
11	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	管理職数の削減等によりラスパイレス指数を引き下げ取る取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。	2a	<p>以下の取組みを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き55歳を超える管理職員の本俸を1.5%減額して支給。 ・組織改正で課の数を減らし、管理職数を2削減した。 ・より細かく賞与、昇給に法人の業績評価や職員の勤務成績を反映するため、人事評価制度の見直しを行った。 <p>これらの取組により、平成18年度の対国家公務員指数119.3については、平成24年度末までに対国家公務員指数を108.3とし、地域差、学歴構成を勘案した指数は107.6となった。</p> <p>また、給与等について、「国家公務員の給与等の改定及び臨時特例に関する法律」に準じて、平成24年4月から以下の措置を講ずることとした。</p> <p>1 役員</p> <p>①俸給月額引き下げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長 945,000円 → 940,000円 ・理事 821,000円 → 817,000円 ・監事 702,000円 → 698,000円 ・非常勤監事 200,000円 → 199,000円 <p>②平成23年度分業績給(平成24年9月支給予定)における平成23年度給与の年額調整</p> <p>③平成24年4月から平成26年3月までの臨時特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・俸給月額及び特別都市手当の支給額の減額(▲9.77%) ・期末手当、業績給の支給額の減額(▲9.77%) <p>2 職員</p> <p>①俸給月額引き下げ(若年層を除く)</p> <p>②本俸に係る経過措置の実施を平成26年3月31日とするともに額を引き下げ</p> <p>③平成24年6月賞与における平成23年度給与の年額調整</p> <p>④平成24年4月から平成26年3月までの臨時特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・俸給月額の支給額の減額(在職級毎に▲4.77%、▲7.77%、▲9.77%の3区分) ・管理職手当の支給額の減額(▲10%) ・俸給月額及び管理職手当の支給額減額に対応した特別都市手当の支給額の減額 ・賞与(期末手当、業績手当)の支給額の減額(▲9.77%) 	今後も引き続き適切な給与水準となるよう努める。
12	組織体制の見直し	組織体制の効率化	23年度から実施	各部の類似業務を集約化するなど組織体制の効率化を図る。	2a	各事業部で実施していた資金の運用業務について、経理部一元化を行い効率化を図った。(平成23年7月) 石綿健康被害救済部において被害者からの返還請求手続きを一元的に行う業務分担の見直しを行った。(平成24年5月)	今後も組織体制の効率化に努める。

No.	99	所管	環境省	法人名	環境再生保全機構
-----	----	----	-----	-----	----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	随意契約の見直し	随意契約の見直し 随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、原則として競争（企画・公募を含む。）に付すこととし、競争性の確保を図る。	1	契約については、契約監視委員会の点検を踏まえて策定した「随意契約等見直し計画（平成22年4月策定）」に基づき、真にやむを得ないものを除き、原則として競争（企画競争・公募を含む。）に付している。 また、新規の競争性のない随意契約については、原則として事前に契約監視委員会の意見を聴取すること等を実施するほか、平成25年度から機構内部に設置した、契約手続審査委員会により事前審査機能を強化している。 さらに、内部監査、理事会での点検及び監事監査などの内部審査や契約監視委員会による事後の確認を受けること等により、適正な調達手続きの実施に努め、競争性・透明性の確保を図っている。 なお、平成24年度の競争性のない随意契約は5件（前年同数）であった。	今後も引き続き競争性の確保に努めていくこととしている。
2	保有資産の見直し	宿舍の国庫返納 戸塚宿舍の国庫納付を行う。	2	平成25年6月26日付で、戸塚宿舍の国庫納付に係る認可申請を環境大臣宛に行ったところである。（平成25年7月31日認可済み）	平成25年度末までに戸塚宿舍の国庫納付が完了する予定である。